

- (ア) 浄水施設の工程管理の一環としての検査を毎日行います。この検査は原水である河川の性状・処理工程中の状態・処理を終了し浄水場から配水池に送水する浄水の処理状態の確認のための検査です。
- (イ) 河川への排水水質を管理するため、水質汚濁防止法等に関する検査で、水質検査表（５）の項目を１ヶ月に２回、水質検査表（６）の項目を１年に１回排水水で行います。
- (ウ) 水源である旧吉野川に合流する板東谷川とその支流についても水質検査表（７）の項目を１年に２回行います。
- (エ) 近隣周辺には梨畑がたくさんあり、農薬の散布時期の６月頃に原水のみで１１５項目の農薬検査を行い、９月に実施する水質管理目標設定項目の中の農薬類の検査結果と比較・検証を行います。

## 5. 水質検査方法

9ページの検査項目及び検査方法に記載

## 6. 配水系統と検査地点



### 配水系統ごとの実施給水栓

#### 毎月検査

- ① 桧（大麻町）
- ② 県境（北灘町 三津集会所）
- ③ 島田（瀬戸町 旧島田小学校） 6月から管末ドレンに変更
- ④ 大幸（大津町 すみれ保育所）
- ⑤ 大津（大津町 大津団地集会所）
- ⑥ 栗津（里浦町 鳴門市消防団里浦南分団）
- 代表給水栓・・・鳴門市企業局水道事業課（撫養町大桑島）
- ▲ 原水・・・鳴門市浄水場（北島町高房）

#### 毎日検査

- Ⓐ 大麻町桧
- Ⓑ 北灘町折野
- Ⓒ 瀬戸町大島田
- Ⓓ 大麻町三俣
- Ⓔ 大津町西の越
- Ⓕ 里浦町里浦